

藤川賢、友澤悠季編
『なぜ公害は続くのか
—潜在・散在・長期化する被害』
(新泉社、2023)

高橋 若菜 (宇都宮大学国際学部教授)

はじめに

「なぜ公害は続くのか」という問い立てに対し、首をかしげる人は多いのではないか。高度経済成長期に深刻な公害を経験し、官民が力をあわせ「克服」した、というのが大方の見方であろう。大気中のSOxやNOxをはじめ汚染物質の濃度の多くは、基準以下へと大幅に改善した。日本では数々の公害防止技術が編み出され、行政機構や法制度も整えられた。日本の公害技術や法制度は途上国への環境協力にも数多く活用されている。

しかし本書は、このような、「目に見える環境侵害の減少だけ」を「強調」して、「公害は終わった」とする風潮に異を唱える。公害で実際に害を受ける存在が、「土地ごとに固有の生態系を持つ自然環境」であり、「多様な生活形態で生きる」生身の「人びとであることを忘れている」と主張する。「個々人の生命、自由、幸福を万人に保障しないまま、経済効果を『公益』とみなすような考え方を、私たちが自覚のないまま摂取している」と警告するのである。

確かに、明治期から昭和の高度経済成長期にいたるまで、これほどまで激甚な公害と人的被害を

出した国は、先進諸国では、日本をおいてほかに存在しなかったといわれる⁽¹⁾。四大公害をはじめ、北九州、宇部、尼崎、大阪、川崎など、列島各地のコンビナートを中心に全国に広がった。なぜこれほどまでに被害は拡大され、多くの被害者が苦しみ続けられねばならなかったか。その背景に、経済優先、人命軽視の思想が根付いていたことは、数多くの先行研究において指摘されている⁽²⁾。

実は経済的な側面に限っても、日本の公害投資が時期を逸していたことは、計量経済学の研究より明らかにされていた。「公害が生じてからの事後的対策に比べ、未然防止対策の方が遥かに経済的」であったのだ⁽³⁾。経済だけではない。人びとの命や健康、社会的被害は取り返しがつかない。このような経験から、予防原則は今日グローバルスタンダードとなり、日本の環境基本法でも取り入れられている。

しかしながら、予防原則はこの国で根付いたのだろうか。環境アセスメント法の導入は、他国に比べて著しく遅れた⁽⁴⁾。「農産物の農薬残留基準においては、基準値の緩和が進み、EUに比べて二桁程度緩く、周辺アジア諸国と比べてさえ緩

くなっている」。気候変動対策でも化石燃料依存は継続し、再生可能エネルギー導入も温室効果ガスの削減率も各国に遅れをとっている。そして、2011年の東京電力福島第一原発事故である。環境や社会、人々の暮らしそのものに至るまで甚大な被害を及ぼし、その影響は不可逆的でありながら、不可視化は進み、忘却や風化も激しい。

以上に鑑みれば、「公害を狭くとらえてその『解決』を強調する動きが、実は公害発生の経緯をひきずるものであり、現在の環境問題にも影響を与えている」という指摘には背筋をのばさずにはいられない。「解決」の裏で不可視化されている構造に関心を寄せ、それに対応する方法を考える」ことは、不幸な歴史を学び「未来をつくる」ことでもある。歴史から教訓を学ばぬ者は、過ちを繰り返して滅びるともいう（チャーチル）。なぜ公害は続いてきたのか。本書の扉を開いてみるとしよう。

方法論としての環境社会学

なぜ公害は続くのか、という問い立てを探求するために本書が取る方法論は、環境社会学である。公害・環境被害は社会的に弱い立場の人びとに偏りつつ、不可視化されていく。であればこそ、環境社会学は、見えなくされている人びとの側にたつ。「現場思考」「生活目線」に基づき、「研究者自身が、問題に直接かわかり」、「一緒に考える実践を重ね」、「いたずらに無力感にとらわれることなく、地に足のついた解決の可能性」を探ろうとする、「批判性」と「実践性」を兼ね備えた学問分野である⁵⁾。

編集を担ったのは、藤川賢と友澤悠季である。藤川は、環境社会学のパイオニアである飯島伸子の薫陶を受け、地べたからの問題の可視化に蓄積と定評がある。友澤は、『「問い」としての公害—環境社会学者・飯島伸子の思索』（勁草書房、2014年）で藤田賞（地方財政および都市問題に関する研究を奨励・表彰する）を受賞した気鋭の研

究者である。2名の編者を軸に、全14名の第一線の多様な研究者たちが研究会を重ね、本書が編み出された（編者あとがきより）。

「公害とは何か」

本書は3部構成、全11章と3つのコラムから編まれている。第I部「公害とは何か」では、被害拡大の構図と教訓が探られる。第1章が取り上げるのは、日本の公害の原点と言われる足尾銅山鉛煙毒事件である。「足尾鉛煙毒事件」ではなく「足尾銅山鉛煙毒」との呼称から、加害源を直視し公害を狭く捉えまいとする筆者の決意が窺える。100年公害とも言われる被害と生活破壊は、上流の足尾地域、下流の渡良瀬川流域の双方に広く及び、複層的で不可逆的で半永久的に継続している。命がけで被害を訴えようとする住民は懐柔され時に弾圧され、長期にわたる不作為は正当化されてきた。その論理や手法として、「永久示談」、見せかけの対策技術導入が例示されている。「科学的手続きは時に、加害源の維持を正当化する手段となり得る」、「産業が発展すれば多少公害が増えるのは当然」と、公害を「必要悪と見做す思想」が根底にあった。

そうした手法や思想は、民主主義が根付いたはずの戦後にも繰り返されていることが、第2章以降で明らかにされる。熊本水俣病の放置は新潟水俣病を招いた。その救済・補償のために設けられたはずの認定基準は、「救済・補償を阻むものへと逆機能し、膨大な未認定患者の被害が長期にわたって放置」される結果となった。その背景に、国の公害健康被害補償法認定作業において、チソソの経営破綻への恐れに起因し、数の抑制を測ろうとする隠れた意図があったともいう。それを正当化するために、裁判では「地域社会の生活文化を歪めようとする主張」すらなされた。村落の生業歴や社会文化などを対象とする「社会学的疫学」、「被害地域構造論」などは、それに対峙し「被害の蓋然性を説明する」方法論ともあった。

認定をめぐる苦難は、イタイイタイ病の事例を見ても、その後も続くことは、第3章冒頭で解き明かされる。その背景に、政財界からの「まきかえし」を受けた、原因究明の再調査があった。足尾銅山鉍煙毒事件と同じ構図である。さらに、ラブキャナルや豊島の事例からは、NIMBYという批判も差別性を帯びていること、ジェンダーに関わる差別もその裏にあることが明らかにされた。「リスクを知らず、知らないところにリスクが集中する」との警告も見逃せない。「顕在化した被害への対応が部分的な対症療法にすぎないとすれば、問題の発生を予防するための注意は、被害以外のものにも向けられなければならない。知る権利と住民参加はその手段となる。不可視化されるリスクを幻滅させていくためにも（中略）、「正義」「公正」の視点が求められる」とする教訓には普遍性がある。

「環境的不公正の潜在と拡大」

第Ⅱ部は、第Ⅰ部で語られた環境的不公正が、潜在化し、拡大し、長期化して、グローバル化する様相が描かれる。第4章で取り上げられるのは、食品公害だ。カネミ油症被害者たちは、「病に冒されるだけでなく、被害を無視され治療や補償が受けられなかったり、家族関係にも負の影響をうけたり」幾重にも苦難に直面せざるを得なかった。加害企業の存続を前提とする汚染者負担原則のもとでは、企業の資力不足から、被害者の要求が封じ込められてしまう図式は深刻だ。しかし、食品公害被害者基金制度など、方法はある。被害者運動、環境政策、および周囲の人々の取り組みによって、「周囲の無理解」を「理解」に、また「収入の減少」を「適切な補償や生活保障」に代えていくことで、「部分的であれ、被害は軽減させられる」という指摘は傾聴に値する。

第5章では、「熱帯材と日本人」をテーマに、貿易を通じた環境破壊が取り上げられる。この過程で被害者が直面する不正義は、空間に隔てられ

て社会において気づかれず、是正されない状態は「受動的不正義」や「受動的環境不正義」と呼ばれる。これに対峙する方法として、グローバルな環境正義を求める運動があるが、ここにおいては被害者の声が重要であり、それは常に最初に聞かれるべきだとされる。

第6章では、核被害に焦点が当てられる。広島、長崎とともに、世界各地で核被害が起きた様相を可視化させていく装置として、「グローバルヒバクシャ」が提起された。核被害は、「社会的に認知されずに、見えないところで時空を超えて徐々に広がる「スロー・バイオレンス」の様相を呈し」ている点で共通している。その背景に、加害者は「否定し、嘘をつき、機密にする」と指摘するサバイバーズ言葉も見逃せない。核被害は知覚が難しいだけでなく、政治的・社会的な要因により幾重にも潜在化し、不可視化されている構造が控えていることは、まさに環境正義を損ねる事態である。

第7章では、環境正義運動が何を問いかけ、何を求めてきたかに焦点があてられる。「『知識』は力なりと教わってきたが、残念ながらお金こそが力」との証言は、公正であるはずの裁判官や陪審員すら、地域社会のマジョリティに依存する不条理を表している。環境エリート主義や構造的な不平等により、環境リスクが人種的マイノリティや低所得者層の居住区に不平等に存在している。アメリカ国内での環境正義運動は、そうした被害の集中に抗い、社会的マイノリティの権利回復に対する敏感さから発展し、社会的弱者のエンパワーメントを追求してきた。日本の公害運動も、同様に環境正義運動と捉えられる。しかし近年、気候正義への関心が低いことに代表されるように、犠牲に対する共感が不足していることへの危惧を筆者は隠さない。東京電力福島第一原発事故は「犠牲の集中」の最たる事例であり、社会の関心が失われると犠牲が増幅されてしまうという指摘は極めて重い。

「公害は終わっていない」

このような環境正義が毀損されたまま、公害は終わっていないこと、その裏で新たな課題が立ち現れ、その経験の継承が問われていることが論じられるのが、第Ⅲ部である。第8章では、「地域エゴ」や「住民エゴ」と揶揄されるNIMBY (Not In My Back Yard) 運動の背景に、「社会システムが抱えた〈支配-従属関係〉に基づく空間的不公正」がひかえていることが明らかにされる。これに対峙するには、「不透明な意思決定」を廃し、「公正」で積極的な情報公開、会議情報や資料等の開示、意思決定への市民参加、および客観的な科学判断材料の提供をはかることが求められる。しかし、事例では、公論形成における手続き的な公正が、住民側の期待を裏切る結論の形成を正当化する手段になったという反転が見られ、環境正義の実現の困難さを改めて物語っている。

第9章では、補償制度の瑕疵が、公害認定を受けた被害者にも降りかかりながら、等閑視されていく様子が描かれる。生まれる前から水俣病であることを運命づけられた先天性の「胎児性患者」は、65歳となった瞬間に、補償から外れる。「仕事ばよこせ！人間としていきる道ばつくれ!!」という彼らの訴えは胸に迫る。「補償が福祉か、被害者か障害者か、どちらか一方の極に位置付け」るだけでは、問題は「未解決」のままである。実情に即し、未解決問題に立ち返ることの重要性が喚起される。

第10章では、「記憶の時代」における公害経験の継承と歴史実践に焦点が当てられる。未解決の公害の側面は多く、新たな環境リスクが発生している。そのなかで、「古い公害を過去に押し込めず」、「現在と未来の連続性」を見出し、長期的な公害を生む構造に立ち向かう、「公害被害者が連帯する運動」は重要だ。公害経験の継承には風化問題やトラウマの受け入れ、公害の全体像の理解の難しさなど困難が伴う。対峙するには、適切な伝達方法と倫理的なアプローチ、また経験を伝え

る側と受け取る側の双方向のコミュニケーションが重要であり、公害経験を通して現在の社会課題との共通性を見つけ出すことが重要である。

続く第11章では、「環境リスク」が環境正義の視点から追求される。近年、環境ホルモンや遺伝子組み換え作物、低線量の放射線被曝などの環境健康リスクが増加し、その影響が短期的でないことが指摘される。その規制は、欧米のみならずアジア諸国と比べても、日本がほぼ無策であり続けているという衝撃的事実が明かされる。個人化されたリスク回避が、環境ビジネスを支えながら環境運動を弱体化させ、やがて社会全体のリスクを悪化させるという悪循環は、極めて深刻である。この点、リスクが社会的弱者の偏在を正そうとする環境正義の視点は、リスク受容の偽りを暴き、目標とすべきはリスクそのものの削減とするテーゼを提唱する。環境リスクの公正な配分、意思決定への参加、予防原則、情報公開原則などの政策原則の重要性を訴える結論は、極めて説得的である。

以上のⅢ部構成を総括した終章では、「不可視化に抗うために」、公害を生み続ける社会をどう変えていくかが包括的に論じられる。被害者への強引な圧力や名目的な合意による抑圧は、足尾だけでなくその後も繰り返され、公害の根本的な改善を損ねてきた。水俣病認定における認定基準の逆機能や政府の都合による被害者の訴えの抑圧などの仕組みは、原子力災害後の被害の増幅にも通底している。個人の消費生活と環境被害の繋がりが不可視化され続ける帰結としての社会的な関心の低さ、環境正義の毀損は看過できない。たしかにある面では、カーボンフットプリントなど、環境対策が長期的な経済的利益に結びつく取り組みも進んでいるが、SDGsウォッシングも横行する。「根本にある問題に目を向ける」ために、知識や行動を「断片のまま」終わらせず、「連携と継続をひろげ」、「知恵を出し合い、創造性を発揮し」根本にある問題を直視することが今、問われているのである。

おわりに

本稿の締め括りに、環境政治学を専門とする評者から見た本書の意義を述べたい。

第一に、環境社会学という方法論から導き出される、視野の広さと深さである。「現場思考」「生活目線」で社会的に弱い立場の人々の視点を重視し、見えない構造を明るみにしようとする試みは、実証主義に対し、批判的实在論と位置付けられる⁽⁶⁾。表層的で分かりやすい定量的エビデンスは、それ自体否定されるものではないが、宇井純の、「公害に第三者はいない」との警告を今一度思い出す必要がある。構造への認識論を欠くと、その解決法は部分合理的となり、全体の環境正義を損ねる恐れがあることを喚起しておきたい。

第二に、それゆえの、これらの知見の政策活用必要性である。本書では、「環境社会学が様々な事例について描いてきた被害の派生図式は、悲劇の連鎖の描写では無く、それを反転させることによって解決を論じるための手引きである」と述べている。とりわけ、環境正義の視点から、公害被害者の声を聞く重要性、知る権利、情報公開、市民参加、包摂、連携などの重要性が重ねて喚起されているが、これらは他分野から見ても重要視される普遍性のある結論である。過去から続く公害はもちろんのこと、公害と地続きの多様な環境リスクへの対峙するに際しても、重要概念であることを確認しておきたい。その際、「大多数の人々にとって便益が重視される」なかで、「不可視化されたリスクを訴えようとする運動は、時として心無いバッシングにさらされ、精神的なものと実害を否定され、或いは女性差別的な言説に回収されてきた」が、それはいずれ社会全体としてのリスクを増すという本書の指摘は本質的である。政策形成の場から社会全体に至るまで、認識枠組の変革が重要だ。

そういう意味でも、環境社会学を学ぶ者だけでなく、異なる分野の大学生、研究者、行政担当者、産業界、研究者等、多様な方々に是非お読みいただきたい一冊である。

註

- (1) 庄司らは、「日本の場合は、とくに対策がおくれ、公害のあらわれ方も残こく」である、生活環境は「先進国の中では、もっとも劣悪である」、これは「日本資本主義の特殊性と、基本的人権擁護の思想や運動のよさによるものとおもわれる」と述べる(庄司光、宮本憲一(1964)『恐るべき公害』岩波書店)。
- (2) 宇井純(2006)『合本 公害原論』亜紀書房、飯島伸子(2000)『環境問題の社会史』有斐閣他。
- (3) 最適シナリオは、公害国会が紛糾するより数年前の対策投資が最適シナリオであったと析出されている。環境庁地球環境経済研究会(1991)『日本の公害経験 環境に配慮しない経済の不経済』合同出版。
- (4) 日本では先進各国が導入を進めた1980年代に一度議論されながら産業界の反対で見送られていた。1997年に導入というタイミングは、中国や韓国よりも遅い。
- (5) 本書は、約20年ぶりに公刊される、新装の講座環境社会学シリーズ全6巻の第1号であり、そのシリーズのはしがきによる。
- (6) 野村康(2017)『社会科学の考え方—認識論、リサーチ・デザイン、手法』名古屋大学出版会。